

特定退職金共済制度給付額の改定について

現在の金融・経済環境を踏まえ、将来に渡って安定した制度の健全性を維持していく観点から、この度、当所が実施する特定退職金共済制度の給付額を改定することといたしました。

共済契約者の皆様におかれましては、何卒、ご理解を賜わりますようお願い申しあげます。

記

給付額改定日 令和 3 年 6 月 1 日

変更後の給付額 別紙記載の通り

※ 制度改定日以前に積み立てられた金額についての変更はございません。

以上

別 紙

退職給付金

〈退職給付金額表〉

	30口	20口	15口	10口	5口
1年	338,700	225,800	169,350	112,900	56,450
2年	678,300	452,200	339,150	226,100	113,050
3年	1,019,100	679,400	509,550	339,700	169,850
4年	1,360,500	907,000	680,250	453,500	226,750
5年	1,702,500	1,135,000	851,250	567,500	283,750
6年	2,045,700	1,363,800	1,022,850	681,900	340,950
7年	2,389,800	1,593,200	1,194,900	796,600	398,300
8年	2,734,500	1,823,000	1,367,250	911,500	455,750
9年	3,080,400	2,053,600	1,540,200	1,026,800	513,400
10年	3,426,900	2,284,600	1,713,450	1,142,300	571,150
15年	5,172,600	3,448,400	2,586,300	1,724,200	862,100
20年	6,940,500	4,627,000	3,470,250	2,313,500	1,156,750
25年	8,730,300	5,820,200	4,365,150	2,910,100	1,455,050
30年	10,542,900	7,028,600	5,271,450	3,514,300	1,757,150

〔注〕

1. 年の途中で退職または死亡された時は月単位で計算した給付金額を支払います。
2. 給付金額は特定退職金共済規程に基づくものですが、経済変動により将来改定することがあります。（退職年金等も同様です。）
3. 49年0ヶ月未満の脱退者については元本割れいたします。

遺族給付金

加入従業員（被共済者）が死亡された時は退職給付金に加入口数1口当たり10,000円を加えた遺族給付金を遺族に対して支払います。

退職年金

加入10年以上の退職者が希望された時は退職給付金に代えて退職年金を支払います。

〈退職年金額表〉

	年金月額				
	30口	20口	15口	10口	5口
10年	29,700	19,800	14,850	9,900	4,950
15年	44,850	29,900	22,425	14,950	7,475
20年	60,150	40,100	30,075	20,050	10,025
25年	75,660	50,440	37,830	25,220	12,610
30年	91,380	60,920	45,690	30,460	15,230

〔注〕

1. 年金は本人の生死に関わらず10年間支払います。
2. 年金は3か月分取りまとめて年4回支払います。
3. 年金月額が10,000円に満たない時は一時金（退職給付金）での支払いとなります。